

食品廃棄物・食品ロスの現状と法制度

1. 食品廃棄物と食品ロスの定義

食品廃棄物と食品ロスは混同して使われることが多い言葉であるが、それぞれ定義が異なる。農林水産省が定めている定義は以下の通りである¹⁾。

<食品廃棄物とは>

食品廃棄物とは不可食部分も含む廃棄で、“食べられるか否か”は関係なく、廃棄されてしまう食品全般を指す。そのため、可食部分と食べることができないもの(魚の骨や野菜の芯など)の両方が含まれる。なお、「食品廃棄物」という言葉の定義は、食品リサイクル法第2条第2項に定められている²⁾。この法律において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。

- 一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
- 二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

なお、食品廃棄物には、事業系と家庭系の2種類がある。

<食品ロスとは>

可食部分の食品廃棄物で、食べられる状態なのに、捨てられてしまうことを指す。例えば、食べ残しや、賞味期限が過ぎてしまった食品、過剰に作られて余ってしまった食品などが該当する。

・事業系食品ロスの例……食品の製造過程で発生した規格外品(形が崩れている、規定の大きさに満たないなど)や返品された商品、外食店・スーパーなどでの売れ残り品、外食残業における客の食べ残しなど

・家庭系食品ロスの例……家庭内での食べ残しや、食品の購入をし過ぎることによる直接廃棄(賞味期限切れなどの未開封の食品を食べずに捨てる)、野菜の芯や皮、肉の脂身や魚の血合いなど、本来食べられる部分を過剰に取り除いてしまう過剰除去など

つまり、以下のように分類される

- ①食品の製造や調理過程で生じる加工残さ、調理くず
- ②食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し

①の場合、食品の製造・加工工場(製造過程)、食堂・レストランなどの飲食店(調理過程)などの廃棄物が食品廃棄物となる。②の場合、卸業者やスーパー・コンビニなどの小売業者(流通過程)、食堂・レストランなどの飲食店や食事の提供を伴うホテルなどにおける廃棄である(消費段階)。

¹ 食品廃棄物に関する農林水産省の資料は、以下を参照

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html

² [食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 | e-Gov 法令検索](#)

ただし、生産段階で排出される規格外農産物は、そのほとんどが廃棄されているが、実際の排気数量は把握されていない。食品廃棄物又は食品ロスの対象外となっている。

2. 食品リサイクル法

(1)食品リサイクル法とは

食品リサイクル法(「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」)は、2000年に成立し、2001年に施行された。食品リサイクル法の目的は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を削減するとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用することを食品関連事業者(製造、流通、外食等)に促す点にある。

その後、2025年3月に食品リサイクル法に関連する新しい基本方針である「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(以下「第2次基本方針」と略す)が出され、食品廃棄物の削減と再利用が強化された。これまでの「ゴミを減らす」という受動的な意識から、「使い終わったものを再び資源として使う」という能動的な姿勢への転換が求められている。

食品リサイクル法では、食品廃棄の削減目標が設定されている。食品循環資源の再生利用等(食品廃棄物等の発生の抑制を含む。)を推進するため、食品リサイクル法に基づく国、自治体、事業者等による取り組みが進められている。

(2)食品リサイクル法で定められている目標

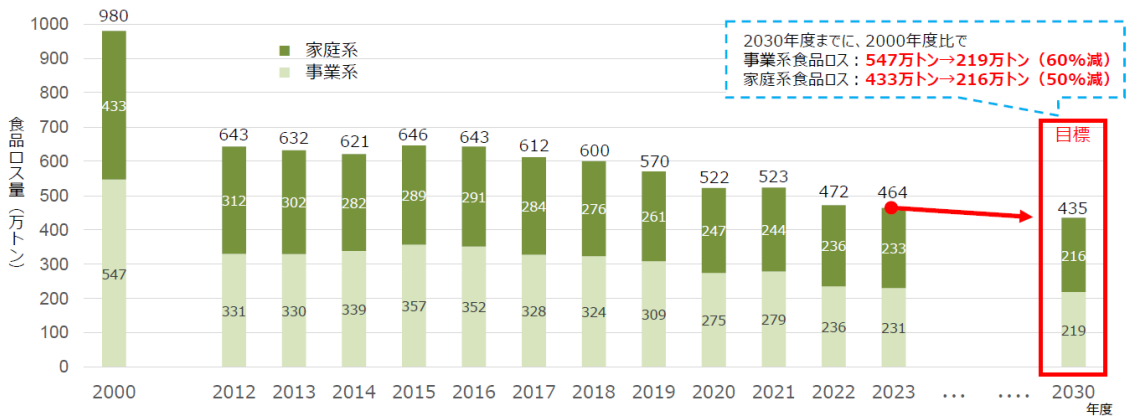
第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、対2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減(事業系食品ロス273万t、家庭系食品ロス216万t)させると設定した。

第2次基本方針策定の際の最新のデータである2022年度の食品ロス量を確認すると、家庭系・事業系ともに236万t³⁾まで減少している。家庭系については目標達成までにさらに20万tの削減が必要であるが、事業系については2030年度目標である237万tを8年前倒しで達成している。

この結果を受けて、第2次基本方針では、家庭系の目標は216万tに据え置かれたが、事業系に関しては削減目標をさらに進め、2030年度(令和11年度)までに60%削減、219万tまでに削減するという目標が新たに設定された(図1)。

³ 農林水産省は、2023年度の食品ロス量は464万t、このうち事業系食品ロス量は231万t(製造業:108万t、外食業:66万t、小売業:48万t、卸売業:9万t)と推計している。家庭系は233万tとなる。農林水産省のHP(<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/250627.html>)

図1 食品ロス量の推移と削減目標



年度	2000	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2030
家庭系	433	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	233	216(▲50%)
事業系	547	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	231	219(▲60%)
合計	980	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	464	435(▲56%)

(農林水産省及び環境省 推計) (単位: 万トン)
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

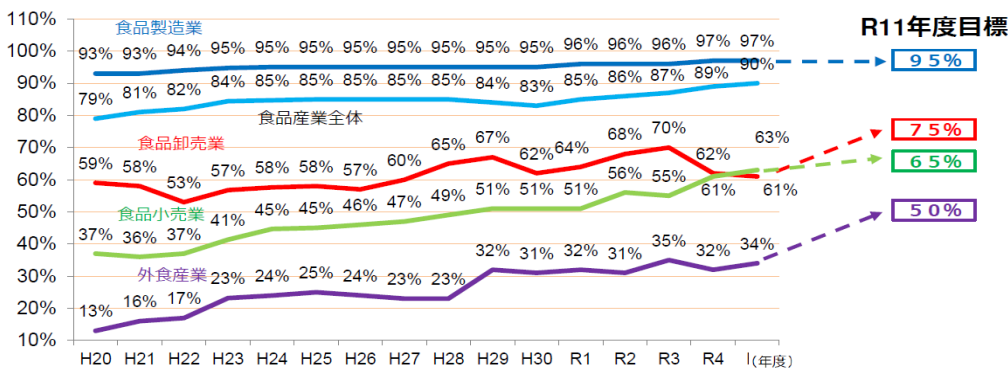
()内の数字は、2000年度と比較した削減率

資料:消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」23 ページ

また、第2次基本方針では、業種別に再生利用等実施率が設定されている。これは、食品関連事業者に対して個別に義務づけるものではなく、その業種全体での達成を目指す目標である。

具体的には、2029年度(令和11年度)までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は65%、外食産業は50%を達成するよう目標が設定されている(図2)。

図2 再生利用等実施率に関する目標



再生利用等実施率 = (発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95^(※) + 減量量) ÷ (発生抑制量 + 発生量)
(※) 食品廃棄物残渣(灰分)を除いたものに相当する率

基準実施率(個別企業の目標値)の算出式

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント
(注) 20%未満は20%として基準実施率を計算

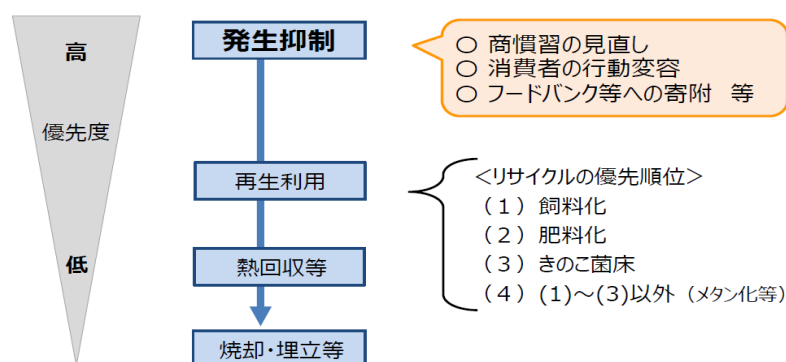
前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

資料:農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢<令和7年7月時点版>」、63ページ。

第2次基本方針には、再生利用等の促進の基本的方向として、以下の点が明示されている⁴⁾。

- ・食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、再生利用等を実施。
- ・食品循環資源の再生利用手法の優先順位は、①飼料化、②肥料化、③きのこ菌床への活用、④その他の順で、食品循環資源が有する豊富な栄養価を最も有効に活用できること等から、飼料化を最優先する(図3)。

図3 食品リサイクル法における再生利用等の優先順位



資料：農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢<令和7年7月時点版>」、61ページ

また、食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項は以下の通りである⁵⁾。

- ・食品廃棄物等を年間100トン以上排出する事業者からの定期報告について、再生利用等の実施状況を都道府県別・市町村別にも報告(都道府県別は平成27年度実績(平成28年度報告)、市町村別は令和元年度実績(令和2年度報告)から実施)。
- ・食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るため、定期報告データの公表内容を拡充。
- ・登録再生利用事業者の中で優良な事業者を自主的に認定する取組の活用
- ・広域的な食品リサイクルループの形成を促進。
- ・市町村による事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進。

食品リサイクル法で食品関連事業者は、毎年、その年度の再生利用等実施率が事業者ごとに設定されたその年度の基準実施率を上回ることを求められています。

再生利用等実施率の計算式は以下のとおりです。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{その年度の(発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量} \times 0.95 \text{※ + 減量量)}}{\text{その年度の(発生抑制量 + 発生量)}}$$

⁴⁾ 農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢<令和7年7月時点版>」、61ページ。

⁵⁾ 農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢<令和7年7月時点版>」、62ページ。

熱回収については、省令に定める「熱回収の基準」を満たす場合のみ算入できます。また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が 5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮して 0.95 を乗じています。

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度の基準実施率に応じた増加ポイント

平成 20 年度からスタート。平成 19 年度の基準実施率は、平成 19 年度の再生利用等実施率とします。ただし、平成 19 年度の再生利用等実施率が 20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算します

3. 食品ロス削減推進法

食品ロス削減推進法の目的は、国や地方公共団体、事業者、消費者などが連携して食品ロス削減対策に取り組むことです。食品関連事業者に対して賞味期限・消費期限の表示の見直しや小分け販売を推進するほか、消費者には食べ残しを減らす・持ち帰ることを促しています。

こうした食品ロスの削減を実現するため、食品ロス削減推進法では2つの基本的な視点を明記しています。ひとつは国民一人ひとりが食品ロスに関する意識をもち、主体的にロスを削減するための取り組みを行うこと、もうひとつはまだ食べられる食品はできるだけ廃棄せず、食料として活用することです。

①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む

②食品関連事業者等の取組に対する支援

③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰

④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究

⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供

⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

以上のように、食品ロス削減推進法では、地方公共団体と連携し、消費者や事業者に対して食品ロス削減に関する知識の普及や啓発などを行うことを明示している。また、地方公共団体や事業者が連携して、食品ロス削減に取り組むケースも少なくありません。持ち帰りや少量メニューの提供など、食べ残し削減を推進する飲食店の登録や認定、地域学習会の開催、フードバンクなどの民間団体の活動支援など、多方面で食品ロス削減を啓発するための活動が行われている。

しかしながら、食品ロス削減推進法では、商慣習の見直しや消費者への普及啓発、調査研究を中心であることから義務事項やそれに関する罰則が設けられていないという課題がある。食品リ

サイクル法では、食品廃棄物を年間 100t 以上排出する事業者に対して食品廃棄物の発生量や再生利用量に関する報告義務を定めている。報告を怠ったり虚偽の報告をした場合、20 万円以下の罰金に処せられる。また、報告義務の対象である事業者が再生利用の実施を十分に行わない場合に実施された命令に違反した際は、50 万円以下の罰金に処せられる。

参考文献

- ・消費者庁(2026)「食品ロス削減関係参考資料(令和 8 年 1 月 14 日版)」
- ・農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢<令和 7 年7月時点版>」